
平成26年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成26年9月18日 (木曜日)

議事日程 (第5号)

平成26年9月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第64号 平成26年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第2 議案第65号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第66号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第67号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 認定第1号 平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成25年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成25年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- 日程第16 認定第12号 平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第68号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第69号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第70号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第71号 築上町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第72号 築上町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第73号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第74号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第75号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第76号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第77号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第78号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第80号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第29 請願第1号 我が国における「混合診療大幅拡充」に対する反対議決を求める請願
- 日程第30 請願第2号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願
- 日程第31 意見書案第7号 福岡県の乳幼児医療費支給制度を中学校卒業まで拡充することを求める意見書（案）について
- 日程第32 意見書案第8号 「農業・農協改革」に関する意見書（案）について
（追加分）
- 日程第33 議案第82号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第34 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 意見書案第9号 我が国における「混合診療大幅拡充」に反対する意見書（案）について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第64号 平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第2 議案第65号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第66号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第67号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 認定第1号 平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成25年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成25年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第12号 平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第68号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第69号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定について

- 日程第19 議案第70号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について
- 日程第20 議案第71号 築上町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第72号 築上町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第22 議案第73号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第74号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第24 議案第75号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第76号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第77号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第78号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第80号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第29 請願第1号 我が国における「混合診療大幅拡充」に対する反対議決を求める請願
- 日程第30 請願第2号 「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の
提出を求める請願
- 日程第31 意見書案第7号 福岡県の乳幼児医療費支給制度を中学校卒業まで拡充することを
求める意見書（案）について
- 日程第32 意見書案第8号 「農業・農協改革」に関する意見書（案）について
（追加分）
- 日程第33 議案第82号 築上町公平委員会委員の選任について
- 日程第34 常任委員会閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 意見書案第9号 我が国における「混合診療大幅拡充」に反対する意見書
（案）について

出席議員（15名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 工藤 政由君 | 2番 小林 和政君 |
| 3番 宮下 久雄君 | 4番 西畑イツミ君 |
| 5番 西口 周治君 | 6番 塩田 昌生君 |
| 8番 丸山 年弘君 | 9番 吉元 成一君 |

10番 武道 修司君

11番 塩田 文男君

12番 工藤 久司君

13番 中島 英夫君

14番 田原 宗憲君

15番 信田 博見君

16番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君

総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
教育長	……………	進 俊郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				麦田 厚子君
総務課長	……………	則行 一松君	財政課長	……………	八野 繁博君
企画振興課長	……………	渡邊 義治君	人権課長	……………	金井 泉君
税務課長	……………	神崎 一浩君	住民課長	……………	加藤 秀隆君
福祉課長	……………	平塚 晴夫君	産業課長	……………	田村 啓二君
建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	久保 和明君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	古田 和由君
総合管理課長	……………	松田 洋一君	環境課長	……………	進 信博君
農業委員会事務局長	…	西畑 尚幸君	商工課長	……………	中野 康弘君
学校教育課長	……………	繁永 和博君	生涯学習課長	……………	宮尾 孝好君
代表監査委員	……………	尾座本雅光君	監査事務局長	……………	永野 隆信君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第64号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第64号平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田文男議員。塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第64号平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、中学校の測量設計管理業務委託料等に対して反対意見があり、採決の結果、全員反対で原案を否決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、産業建設常任委員長、中島英夫議員。中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第64号平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業、道路維持補修工事等が主のものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務常任委員長、信田博見委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 議案第64号平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、米育ち鳥を利用活用した地域経済循環創造事業補助金や固定資産評価データ移行業務委託料が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 説明終わりました。

本案に対しては、塩田文男議員ほか4名から、お手元にお配りした修正の動議が提出されています。

地方自治法第115条の2号の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案とふせて議題とします。

提出者の説明を求めます。塩田文男議員。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 議案第64号平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）に対する修正動議の説明をいたします。

第1条中、3億4,980万円を3億2,430万円に。歳入歳出合計101億9,590万円を101億7,040万円に改めるものです。

詳細につきましては、お手元に配布のとおりでございます。10款教育費1項教育総務費1目事務局費13節の委託料の調査設計管理委託料、築城中学校設計費2,550万円を削除するものであります。

理由につきましては、6月議会、前回同様とほぼ似ておりますが、多くの施設の老朽化が進ん

でおり、特に、中学校は老朽化が著しく、激しい状況にあります。建てかえの時期がきており、今後、学校施設、庁舎、保育園等々建てかえるといわれておりますが、ただ単に、老朽化したから建てかえるのでは計画性が見えません。将来の中学校のあるべき姿を考えた改革をすべきとの見解です。

今こそ、他の市町村にない、新しい教育内容や教育システムを取り入れた小中学校にする必要があると考え、将来に向けて明確なビジョンのない予算を認めるわけにはまいりません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

修正案の提出者の説明に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 64号について、各所管の委員長からの報告がありました。この報告の中で、厚生文教常任委員会で慎重に審議されたということで、審議した結果、修正案を出すに至ったと。こういうふうには、私は、今、受けとめていますが、その点については、これ学校の問題、これだけの大きな問題を取り組むのに、保育所連盟の会長ですかね、局長、あれ陳情やったんですか、どっちやったんですか、請願ですかね。（「要望です」と呼ぶ者あり）要望事項が議会に提出されました。（「陳情です」と呼ぶ者あり）陳情でしょう。陳情が議会に提出されて、その案件については、所管が厚生文教委員会だからということで、厚生文教委員会だけで審議しております。しかし、こういった重大、町全体に関わる重要な案件については、過去の経緯からみて、議員が町民の代表であるという立場から、各議員の皆さんに相談すべき、あるいは全員協議会等を開くべきだったと、私はこういうふうに思います。

その点についてと、それと、その後に自治会長会、築城町の自治会長会、あるいは保育所連盟の陳情者を呼んで、厚生文教委員会が聞き取りというか、説明というか、ことをやった経緯があります。こういったことも、事後の報告にも、議員みんながどんな会議をしたかもわかっていません。こういったことで、請願を出すんですが、その説明ぐらいは、委員長として修正案を出すんだったら、どういうふうに申し開きするか、説明とかこの場でしてもらいたいと思います。そうしないと、審議をする価値ありません。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。なら、これで質疑を終わります。

これより、修正案に対する討論を行います。修正案に反対意見のある方。信田議員。

（発言する者あり）これはしかしお前。（発言する者あり）どうも失礼しました。委員長。説明。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 今回の件につきまして、前回、6月議会でも各委員会に審議すべきじゃないかという御意見いただきました。もちろん、させないというわけでもありませんし、ぜひ、やっていただきたいなど、前回、そのように言いました。

今回、自治会長、保育連盟、それから保護者会の方々から嘆願、陳情等、要望もいただきまし

た。自治会長と意見交換、それから保育連盟と意見交換という形でした。非常に、中学校、要するに学校の問題については大事なことであり、そのような嘆願、要望等出てきましたので、ぜひ、私たち厚生文教委員会の考え、地域の皆さんの考え、また執行部の考え等さまざまな意見交換。ただ、そこで結論が出るとは考えてませんでしたし、また、結論を出す場でもないと思っております。

さまざまな、まあ新聞紙上だけの御意見の感想もありましたし、厚生文教委員会の考えも伝えたいつもりです。結論的にどのようにしていったかは、また、感じられたかは定かではありませんが、そういった経緯をしました。また、今回、嘆願、要望書をと出たことについては、議運でそのまま話しは出たものの、その扱いについてはそのままなっておりますので、その辺は、議運のほうで、私も議運に出た1人ですけども、現在のままの状況です。

よって、今回、私、委員会でも、非常に小中学校の問題は協議いたしました。やはり、それからアンケート調査。アンケート調査についても全て中身を拝見させていただきました。その中で、さまざまな意見があります。確かに、1,500名弱の中の3割、38%ですか、新聞の報告でのアンケートで統合反対というところでありましたが、その中身よりも意見の感想のところを非常に重視いたしまして、私たち厚生文教委員会としても、やはり公正な立場で物事を考え、そして、将来、確かに十数年前は、十数年というか、以前までは、地域と学校という形の取り組みが、非常に多かったと思います。

しかし、今の時代の流れ、また教育改革の中で、私たちは子供を中心とした形で、子供のためという形のところに重点を置いているつもりです。よって、そのためにどういうふうになるべきか、どういう構想を立てるべきか、そして地域の皆さんに、今度は、逆に理解をしてもらいたい、というようなところから、6月から今日まで、全く状況の変化が見られないということに対して、否決に至った経緯があります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。いいですか。これで質疑を終わります。

これより修正案に対する討論を行います。修正案に反対意見のある方。信田議員。

○議員（15番 信田 博見君） 6月議会におきましても反対意見を申し述べました。ほぼ同じなんですけど、6月議会で反対意見を述べた内容としましては、統合してくださいという意見は少数ですよ。そして、反面、統合しないでくださいという意見は、多数ありますよという話をしました。今回、それが、アンケートの実施ということで、しっかりと数字的に明らかになったと思います。統合という意見は15%しかありませんし、しないでくださいという意見は80%以上ということでございます。また、過去に統合したときに、学校が大変荒れたという話を聞いております。そういったことで……。

それから築城中学校は、特に傷みが激しく、非常に危険な部分もあるということで、早く建てかえなければいけないと。また、教室にクーラーもないということでございます。そういうことで、築上町の将来を担う子供たちが、いい環境で勉強ができるように、一刻も早く、この学校を建てかえなければいけないというふうに思います。

以上、反対意見です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。吉元議員。

今、もうあれやった。よしわかった。

賛成意見のある方。誰が先に手を挙げたか。西口君か。

○議員（5番 西口 周治君） ただいまの反対討論に反論ではありませんけれども、賛成討論をしたいと思います。

6月議会のときに、私は一言も統合という話してません。統合しなくて子供たちにいい環境、今の状態のままで3学年2学級、こういう校舎。こじんまりとしたいい学校をつくろうと、そういうことじゃあ、やはり子供たちがふえたり、少人数学級になったり、そういうことまで勘案して、全て加味して、このぐらいの規模の校舎を建てますよという提案ぐらいはしていただきましたかった。

この3カ月間、何をしたかという自治会長さんたちからの嘆願書みたいなのをいただきました。アンケートをしました。そういう時間があったら、そのぐらいの煮詰めをして、9月議会までに、我々を納得させて、このぐらいのものができるんですよという提案をしていただければ、幾らでも賛成しますよと、僕は6月議会で言ってます。それをやらない執行部、教育委員会は、何をしてたんだろうかと。絶対建てかえてほしくないんだと、今度は逆に思いますよ。だから、そういうふうな執行部の怠慢、教育委員会の怠慢、これに対しましてもう一度論議を醸していただきたいと、そういうことで修正動議には賛成いたします。

○議長（田村 兼光君） 今、修正案に反対のある方。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 立派なことを申してますが、じゃあ、議員全員がそのこと相談受けたのか。皆さんに相談するぐらいの余裕があったと思います。なるほどと、納得できるような話だったら、議員同士でけんけんごうごうとやらなくてもよかったですと思いますけれども、今回、重要な問題だということで、教育長を初め、学校教育課長たちが、総務委員会に出席して説明してくれました。それと、執行部もいましたが、その中で、議長もオブザーバーとして委員会に参加してますが、この64号の議案については、学校問題じゃなくして全て否決したということですかね。でしょう、町長。厚生文教委員会の5人のメンバー皆さんが、中学校の問題があるから、ほかに町民の必要な議案、大切な予算が出ていても、一部、この部分について反対だということならわかるんですけども、そういった意見はなく、また、説明さしてくれということで資料を提

出しようとしたら、受け取らなかったという事実も確認しております。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員、これは、修正案に対しての。

○議員（9番 吉元 成一君） そうですよ。だから、その人たちが修正するにしても、もう少し検討を重ねた上でしたんだったら、また、考えようもあると思いますけども。

今、西口議員が3カ月の間に、自治会長会や保育園の園長会にということは、その上、一般質問で、「町長があなたが出してくれと頼んだんですか」と、町長か副町長がと言いました。ある議員さんがですね。そのとき、町長は、「いえ、そんなことしてません」と言ってます。

何か、今の賛成の討論の中では、何か仕組みで陳情を出さしたというふうに、あながちとられがちな賛成討論だと、私はこういうふうに思いました。今、現状として教育委員会を初め、また、子供を、今後中学に送り出す未満児から小学校の生徒を抱える親御さんの気持ち、そして、城井中学と築城中学が統合したときの学校の状況、そういったことを総合的に判断して、統合に関しても別々に学校を建てとつてもできるではないかということも検討したいということも、教育委員会言ってますんで、私は、この修正案に対して反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） 先ほどから、塩田委員長、西口議員から、いろいろな意見も出されましたが、まず、教育委員会自体にビジョンがないという、これは提案理由にもありますが、方向性が見えていない。築城中学校を建てかえ、椎田中学校を建てかえ、八津田小学校を建てかえ、全ての小中学校を建てかえるというような状況が、うちの町に、そういうふうな状況にあるのかという問題。

しっかりと将来的に、このような教育方針で、このような形で、小中学校のあり方はこうなんだというビジョンを、はっきりと出した上で、それに乗かって、それにのっかって、町がどの施設を建てかえる、どの施設をどういうふうにしていくということをしなさいといけないのに、教育委員会の方向性はないのに、町が主導的に教育行政のほうに、執行部が政治的に介入してるといような状況があるんじゃないかなど。

それと、先日、委員会までに教育委員会の議事録の資料要求をしました。委員会までに資料を提出しない。きょう、この場で、今、始まる前にその資料を持ってきましたが、委員会るときに、真剣に論議をしようというのに、その資料を提出していない。

先日、厚生文教常任委員会で視察に行こうというのに、教育委員会は同行しない。新しい中学校、新しい教育、新しいカリキュラムを見て、将来的な教育を考えるべきではないかということで、視察にどうだというふうに声をかけたら同行しない。それ以上に、また、手配もしない。議会が勝手に行くんだから、勝手に行けというように、協力的ではない、ただ単に、町長の顔色だけを伺うような方向になっている。

アンケート調査にしても、2月、3月ぐらいから、厚生文教委員会で町長に「アンケートをとったらどうだ」と、「アンケートをとって住民の意向を確認をして、その上でしたらどうだ」というふうにしたときに、町長は絶対にアンケートとらない、アンケートとる必要はない。

ところが、6月の議会で否決になると同時に、町長はどう考えている、教育長はどう考えている、誘導するようなアンケートをとった。いかにも、ずっと厚生文教常任委員会が反対してるような新聞の書き方や広報でそういうふうになってますが、平成21年の段階で、町の教育委員会の方針が出てるんです。指針が出てるんです。統合すべきという。それを覆して、それまでに、平成26年、5年間もかかっている。その間、どうするんだ、どうするんだ、中学校は危ないじゃないかと。築城中学校を早急に解決しないといけないんじゃないかという意見が、ずっと出てくるに関わらず、今まで引っ張ってきたのは町長なんです。あなたが、引っ張ってきたんです。それも、教育委員会の根本的な方針を勝手にひっくり返して、やってきた。

その経過も、教育委員会は全会一致で統合というふうの方針を出たのが、町長が統合しないと発言した瞬間に、教育委員会、全会一致で、今度は統合しないという。町長の顔色を見た、執行部の顔色を見た教育行政になってるんじゃないかという恐れがあるんで、今回のこの案件についても、十分に論議をし、十分に状況を住民の人たちに理解してもらい、その上で、方向性を出すべきではないかなというふうに思いますんで、この修正動議の賛成意見とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。宮下議員。修正案に反対やろ。

○議員（3番 宮下 久雄君） 反対の発言をします。

町内の3団体、保育園の保護者会、椎田保育園の保護者会、それから旧築城の自治会長会。保護者会のほうは要望書、自治会長会は嘆願書、それから築上町の保育連盟からは陳情書というものが出されております。

私たちには、この要望書、陳情書、嘆願書は、議案資料で配られて審議することもできなかつたんですけども、椎田町保育連盟の陳情書に関して、厚生文教委員会が委員会を開いた。その傍聴を、私と吉元議員とさせていただきます。その中で、保育園の園長先生たちから発言されることは、2校をそれぞれつくってほしいと。きめ細やかな教育をしてほしいとそういう内容、ほとんどでございます。合併してほしい、統合してほしいという意見は一つもなかった。そこら辺を、もう少し聞いてあげてほしいと思いました。

それから、教育委員会がビジョンを出さないという武道議員の意見がありましたけれども、私たちは、小中一貫校の制度化に向けてという教育委員会発行の文書を、総務委員会のときにいただいております。私たちがいただいた以上は、厚生文教委員会にもお持ちしたのではないかと考えております。これは、6月のときの教育委員会の議事内容がまとめられたものでありまして、この中には、かなり、図面も入っております。かなり深く協議をしておるといふふうに、私は思

っております。

それから、きょういただいた教育委員会の会議録、これには6月のときの小中一貫校に対する協議内容、それから、9月の小中一貫校に対する協議内容。明確に示されております。それで、教育委員会の態度は真摯であるし、前向きであるというふうに、強く感じております。

町民や子供たちは、本当に現在の形の学校を整備してほしいというものがあまして、これを、この中にさらに心を入れて、知恵を入れてつくりあげていくのは、私は、教育委員会とっております。だから、現在の提案された建てかえに関する調査、設計、そういう予算は認めて、早く進めさせてあげる。もうかなり時間がたっております。それが、私たち議員の役目であろうと思っておりますので、修正動議には反対をいたします。

○議長（田村 兼光君） 次に、修正動議に賛成の意見のある方。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 修正動議の賛成の立場で討論に参加いたします。

町長には執行権を、議会には議決権を与えられております。これは、町長は議会の議決を経た上で、もろもろの事務を執行することとされ、独断専行を許さない建前がとられているからです。

しかし、今回の築城中学校建てかえのための測量設計管理業務委託料。これは中学校建てかえの基本設計予算ですが、6月議会において、どのような建物にするのかの説明もなく、教育委員会や町長との話し合いもかみ合わないまま今日に至っております。

きょう、資料を提出されておりますが、これを審議する時間的な余裕もございません。また、各議員の一般質問の中で指摘され、やっと厚生文教常任委員会で資料を提出しようとしたこと。が、委員会ルールを無視して配布しようとしたこと。委員会で資料配布する場合、委員長の許可、了解を得るのが議会のルールです。ルールを無視するのは、議会軽視ではないでしょうか。

次に、副町長が、「この調査費は町費を使うのだから、何がなんでもやるのだ」という発言です。6月議会から既に3カ月がたとうとしておりますが、何らの説明をしようとしなかったこと。そして、突然のアンケート。このアンケートは一方的だとの意見が多く書かれておりました。

次に、教育長は、教育全般にわたって責任ある立場をとるべきなのに、どのような学校を建てたいのかもはっきりさせてこなかったこと。また、提言について何ら答えを出さなかったこと。これは、教育長の責任は大変重いものです。町長が言ったことにすぐ賛成の立場に立つことなど、議会軽視と思われます。

私たち議員は、町長や教育長の今の状態では、町民に対する説明責任を果たすことができません。校舎の建てかえについては、議員誰一人反対しておりません。十数億円もする改築の全体計画を事前に知らされなかったら審査はできません。また、町民に説明責任が果たせません。正常な関係を正さなければならないことを述べて、この修正動議には賛成いたします。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、本案に対する塩田文男議員ほか4名から提出された修正案について採決を行います。

修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） はい、お座りください。

可否同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長採決とします。議長は、本案に対し可決です。

引き続き、修正案可決の場合は、修正議決した部分を除く原案を議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 厚生文教常任委員長の報告に対して質疑を行います。

先ほども、私のほうから言いましたように、厚生文教委員会が64号について、何ら、審議は慎重にやったということですが、そういうふうを受けとめられるようなことを聞いておりません。そして、修正、先ほど言うように、修正する部分がある。この部分について一部反対だということで、この議案については賛成できないということならわかるんですけども、そういう形の、委員会の進めの中に、そういう形がなかったと、そういうふうにお伺いしていますが、それは事実ですか。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 済いません。最後のほうをもう一度お願いします。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 要するに簡単に言ったら、田舎弁で悪いんですけど簡単に言ったら、この案については中学の予算が入るとるから否決だと。修正するんだからと、審議する価値がないというような捉え方をされても仕方のないような委員会の進め方をしたんですかと聞いておる。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 64号議案につきましては、所管分につきましては、我々慎重にしていまいりました。今回だけでなく、毎回やっております。

それから、中学校の問題で統合すべきであると、また、統合もしくは小中一貫、それから6月議会からの何ら経緯の状況、変化がないという形で、反対意見で否決されました。

それで、先ほど質問の中に、64号議案全てに反対したという形ではありますが、やはり所管分の一部、反対の意見としては中学校の設計費の関係です。しかしながら、例えば、何々予算が1万

円でも認められなければ、64号議案は否決するものと、私は考えております。よって、中学校の設計費について、この部分だけがだめなんだという形で、今回、修正動議を出さしてもらっております。

以上、説明です。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） それだったら、委員長報告のときに、その後に質疑させるべきだったと思うんですよ。修正案が、後で出るんやったらそれはそれでいいんですけど、しかし、1万でも違っとったら否決すべきだということですよ。委員長、今、そう確かにそう発言しましたね。その部分は、認められなかったら修正すべきですよ、1円でも。あなたが認められなかったら。委員会はそういう方針で、いわゆる中学の建てかえ工事の予算が計上されているから、この議案については否決だという捉え方をされても仕方がないような発言ですよ。

これは、町民に直結した必要な予算が、全て執行部が考えて組んだものと思います。その中で、この点については認められないと意見出しながらやるべきだと。でしょう。この議案については否決だと言いました。そうでしょう。修正案を出すから否決とは言っていないですよ。学校の設計予算が入ってるから、建てかえよりも統合して、もう少し住民の意見を聞くように、御立派なことですよ。そのとおりだと、私は議員として思います。

しかし、だから否決したんだと。もう少し勉強していただきたいと思います。議員として、町民のために必要な予算が上がっているのに、一つ問題点があるから否決したと、本会議場、議事録掘り起こしても、皆さんが聞いてると思いますよ。64号は否決だと言いました。委員会否決、何で否決なんですか。ほんとに慎重に審議したんですか。

そして、教育委員会のほうからの報告もありまして。それは、ここで教育長や町長たちに、ほんとに慎重に審議したかという質問するわけいきませんから、委員長に対する質問しかできないんですから、質疑は。その点、じゃあ委員長がこの会議場で言ってることが、正しいか、正しくないかは、ここでははっきりすることはできないと思いますがね。でしょう。でも、はっきりしとすることは、中学校の予算が上がってるから、64号議案は否決したとはっきり言いました。全会一致で。この点、訂正するんですか、どうするんですか。休憩して委員会開いて、してもらわんとおかしくなりやせんですかね。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 説明が悪かったですかね。中学校の予算が入ってるから否決したという形を、今とられているわけなんですけど、やはり、今回、まれにない自治会長さん、また保育連盟、保護者会の方々から、さまざまの要望、陳情いただきました。非常に重く受けとめた上で、これは今議会で始まったわけではなく、6月議会からさまざまな協議を重ねてま

いました。6月議会ならず、ことし2月から4回にわたって執行部、教育委員会とも協議をしてまいりました。

その間、さまざまな意見、合意ができない中で、同意ができない、お互い同意ができない中の同意を求めるところまで達しなかったということです。私は、見た目、お互いが同意できなくても、同意をつくっていくということを委員会のみんなで協議しました。しかしながら、この予算に対して、目的、目標、要するにゴールが見えない予算に、やはり賛成するわけにはまいりません。64号議案は否決をいたしました。

しかしながら、今、言われたように、大切な予算さまざま入っております。64号議案だけでいくわけにはいきませんので、修正動議としてその部分だけを今回提出したわけです。その委員会のときに、修正案出せという形については、今回、とっておりませんでした。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 質疑は3回までとなっておりますけど、塩田委員長、一つのことでは返ってこない場合は、それは1回と数えないんですよ。委員長、委員長は委員会報告をします。責任を持って、委員長として。この本会議で言ったことは、訂正議長に申し出て、皆さん認めない限り訂正認められないんです。これが議会のルールです。

その中で、あなたははっきり言ったんですから。64号議案は否決しました。修正する、せんは別にして、ほかの予算も否決した形になってるんですよ。慎重に審査した結果、否決しましたと64号議案1円も認めんちゅうことですよ。違うんですか。それで、委員会としてはいいんですかと。町民を代表して、学校教育の問題については、ものすごく熱心にやりよるみたいと言うたら、怒るかもしれません。

今回は、自治会長から、自治会長会から、保育所連盟から、あげくの果ては、新川町長が絵を描いて差し向けたんだというふうにとられるような、全く関係ないところの人から聞かれたら、そう取れますよ、今の発言。先ほどからの修正案に賛成討論等を含めて考えたところ。でしょ。教育委員会も新川さんの顔色を伺うような、教育長も。そうやないでしょう。それだったら、たった今、教育長やめてください、そういう気持ちなら。

私も、皆さんが与党というと思いますけれども、わたしのほうで言いたくないんですけど、与党と言いますけれども、新川さんは間違ったこととしてたら反対しますよ。自分の意見で反対します。それで野に下ろうと関係ないと思う。町民のためになることに賛成すべきだと思うし、この64号議案全体を否決することについて、僕は納得できないから、どういった慎重な審議をしたんですか。慎重にやったと言うから。やはり会議を進める以上、そこまでちゃんと考えてやっていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 最初に戻ります。所管、私たち厚生文教の64号議案の所管の項目についてと一番最初に記載しております。全体にしている、私たちは所管の分のところについて、否決したということであります。（発言する者あり）

○議長（田村 兼光君） 答えじゃないてたて、お前。（「もう1回させてください」と呼ぶ者あり）

○議員（9番 吉元 成一君） 今、塩田議員は所管分についてと言いました。所管分について否決された。今、はっきり言いましたね。そうでしょう。

所管分は学校の問題だけじゃあないでしょう。64号議案の中に、学校の問題だけが所管分が入ってるんですか。じゃあ、ほかの必要な予算も否決したということでしょう。そういうふうを受けとめて、委員会は慎重審議した結果、そういうふうになったんですねとお伺いしよるんですから。

否決することは悪いとは言ってませんよ。

○議長（田村 兼光君） しゃんとわかるように答え。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 所管の分の項目について否決しました。これ、事実です。所管、ほかにもあります。全てに反対したと思われる、思われたい、それは認識の違いではないですけども、認識と思います。

我々、委員会では一つ一つに賛成か、反対かというお尋ねはしておりません。所管分について、審査の結果。その、じゃあ何に反対だったのかということも付け加えて、反対という形で否決をしております。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。ございませんか。これで、質疑を終わります。討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより、修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第65号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第65号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第65号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、貸付金回収のための弁護士費用等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第65号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第66号

○議長（田村 兼光君） 日程第3、議案第66号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田議員。塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第66号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、第三者納付金の増額及び国民健康保険税納付に対する過誤納還付金並びに還付加算金に伴う補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての討論を終わります。

これより議案第66号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第67号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第67号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第67号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、保険料納付繰り越しに伴う福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての討論を終わります。

これより議案第67号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 認定第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、認定第1号平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案所管分について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 認定第1号平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、産業建設常任委員長、中島委員長。中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 認定第1号平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） 続きまして、総務常任委員長、信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 認定第1号平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 認定第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、認定第2号平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 認定第2号平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決す

るべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 認定第3号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、認定第3号平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 認定第3号平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は、委員長報告のとおり可決

されました。

日程第 8. 認定第 4 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 8、認定第 4 号平成 25 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。中島議員。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 認定第 4 号平成 25 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第 4 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第 4 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 認定第 5 号

日程第 10. 認定第 6 号

日程第 11. 認定第 7 号

日程第 12. 認定第 8 号

日程第 13. 認定第 9 号

日程第 14. 認定第 10 号

日程第 15. 認定第 11 号

日程第 16. 認定第 12 号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 9、認定第 5 号平成 25 年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 16、認定第 12 号平成 25 年度築上町水道事業

会計歳入歳出決算の認定については、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第12号まで一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、認定第5号から認定第12号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 認定第5号平成25年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第6号平成25年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第7号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第8号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第9号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第10号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第11号平成25年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第12号平成25年度築上町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 日程第9、認定第5号平成25年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、認定第6号平成25年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、認定第7号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、認定第8号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、認定第9号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、認定第10号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これでは討論を終わります。

これより認定第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第10号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、認定第11号平成25年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これでは討論を終わります。

これより認定第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、認定第12号平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これですべての討論を終わります。

これより認定第12号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、認定第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17. 議案第68号

日程第18. 議案第69号

日程第19. 議案第70号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第17、議案第68号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第19、議案第70号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第70号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第68号から議案第70号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 議案第68号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、子供・子育て支援法の制定に伴い、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営にかかわる基準を定めるため、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案について審査した結果、子供・子育て支援法の制定に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第70号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、子供・子育て支援法の制定に伴い、放課後児童健全保育事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） 日程第17、議案第68号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第68号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第69号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第69号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第70号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて討論を終わります。

これより議案第70号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20. 議案第71号

○議長（田村 兼光君） 日程第20、議案第71号築上町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第71号築上町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、農林水産業等にかかわる被害の原因となっている鳥獣の捕獲等、その他の被害防止施策を適切に実施するため、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて討論を終わります。

これより議案第71号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 議案第72号

日程第22. 議案第73号

日程第23. 議案第74号

日程第24. 議案第75号

日程第25. 議案第76号

日程第26. 議案第77号

日程第27. 議案第78号

日程第28. 議案第80号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第21、議案第72号築上町長の専決処分の事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第28、議案第80号辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更についてまでは、総務常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第80号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第72号から議案第80号までの委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田委員長。

○総務常任委員長（信田 博見君） 局長、議長のマイクが。

議案第72号築上町長の専決処分の事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、椎田駅前周辺活性化促進事業資金貸付金返還金収納について、必要な訴えの提起、和解及び調停に関し迅速に事務処理をするため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、個人情報保護条例に罰則を規定し、その実効性を担保するため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第74号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方公務員法の改正に伴い、引用条項のずれが生じたため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第75号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、築上町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定に伴い、実施隊員の報酬の額を定めるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第76号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方公務員法の改正に伴い、引用条項のずれが生じたため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方公務員法の改正に伴い、引用条項のずれが生じたため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、2割軽減の申請に係る規定の削除及び特定継続世帯の平等割額の新設、平等割額減額の修正に伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第80号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、本案について慎重に審査した結果、辺地に係る公共的施設町道寒田線等の総合整備計画書を変更するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 日程第21、議案第72号築上町長の専決処分の事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第73号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて討論を終わります。

これより議案第73号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第74号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これにて討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第75号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第77号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第77号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第78号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第78号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第80号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第80号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで一旦休憩します。開会は11時半からとします。

午前11時24分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（田村 兼光君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどはどうぞ失礼しました。議案第76号を飛ばしとっただけです。どうぞ失礼しました。

日程第25、議案第76号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29. 請願第1号

○議長（田村 兼光君） 日程第29、請願第1号我が国における「混合診療大幅拡充」に対する反対決議を求める請願についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。塩田議員。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 請願第1号我が国における「混合診療大幅拡充」に対する反対決議を求める請願、本案について慎重に審査をした結果、混合診療の内容をもう少し検討する必要があるという意見がありました。

採決の結果、継続審査とするべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） この請願は、混合診療の大幅です、大幅拡充に対する反対ということの議決を求める請願であります。

なぜこういう請願が出たか。これは、私、ふれるところではありませんけれども、TPPの関連で、国民皆保険が非常に危うくなる状態が、今、生まれつつあるということでありまして、慎重に審査した結果と、委員長は、今言われましたけれども、どういう慎重審査されて継続にされたか。そこら辺をもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） はい。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） これは、6月24日、ことしの6月24日に閣議決定をされた混合診療大幅拡充という形で、非常に、委員会の中でも、このマッサージ師会が保険をどうゆうふうに使っているのか、持っているのか、使っているのか、使っていないのか、さまざまな、非常に認識も、私たち、認識も乏しいところもあったかもしれません。どちらの見解も考えられる。そして、説明を聞きたいというところまで、いろんな話も出ました。その結果、可否同数で、私、継続という形で結論を出さしていただきました。

そして、内容はそういう結果なんですけれども、12月までに、継続ですから、それまでに、

非常に知識の乏しい面もありましたので、請願人に一度説明をちゃんと聞こうと。その上で、結論を出していこうという結論になりました。

つけ加えて、議会中、議案質疑から一般質問2日ほどあります。その翌日は、私たち厚生文教常任委員会でありまして、こういったときに二、三日、その間に考案日があれば、こういうことについて請願人の方にお尋ねして、お会いできる。そういうふうにするべきやなど。特に、議案の数が、非常に多い委員会でありますので、そういった意見も出ました。よって、請願人の方に一度場を持って聞いて、私たちが勉強になることですし、そういう形で継続という形にしております。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより請願第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続です。請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 反対意見がありますので、これより請願第1号について採決を行います。

委員長報告は継続です。請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） はい、いいです。

起立少数です。よって、少数です。よって、請願第1号について採決を行います。請願第1号を採決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） はい、よございます。

起立多数です。よって、請願第1号は採択することに決定しました。

日程第30. 請願第2号

○議長（田村 兼光君） 日程第30、請願第2号「協同労働の協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 請願第2号「協同労働の協同組合法」の速やかな、仮称でございます、速やかな制定について意見書の提出を求める請願、本案について慎重に審査した結果、協同労働の組合法の内容を十分検討する必要があるという意見があり、採決の結果、継続審査とするべきものと決定しました。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより請願第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続です。請願第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり継続することに決定しました。

日程第31. 意見書案第7号

○議長（田村 兼光君） 日程第31、意見書案第7号福岡県の乳幼児医療費支給制度を中学校卒業まで拡充することを求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田委員長。

○厚生文教常任委員長（塩田 文男君） 意見書案第7号福岡県の乳幼児医療費支給制度を中学校卒業まで拡充することを求める意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、福岡県の乳幼児医療費支給制度の拡充を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第32. 意見書案第8号

○議長（田村 兼光君） 日程第32、意見書案第8号「農業・農協改革」に関する意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島委員長。中島委員長。

○産業建設常任委員長（中島 英夫君） 意見書案第8号「農業・農協改革」に関する意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、農業、農協改革について慎重な審議を求めらるるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（田村 兼光君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第33. 議案第82号

○議長（田村 兼光君） ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第33、議案第82号築上町公平委員会委員の選任についてから、日程第34、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号から、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第33、議案第82号築上町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、築上町公平委員会委員の選任について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を、本日決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

吉元議員。

○議員（9番 吉元 成一君） 投票によるということですが、今回の築上町議会だよりを見てもらえばわかるように、1面はぐってもらおうと、人事案件の件を載せてます。これは、反対者が1人もいませんでしたから載せたんでしょうけど、副町長の選任についてと、「副町長の選任においては、町長からの提案どおり全員一致で同意しました」ということ書いておられます。じゃあ、反対者がおったら、反対者をはっきりさせるべきだと思います。こういうことを書くんだったらね、議会報に。でしょう。賛成多数でしたという形でいくとかいうんやったらわかるんですが、こういうことを載せること自体がいかげなものかと。もし、これを載して、これが、ちゃんと議会の責任ある立場で、こういう議会報出してるんですから、同意、不同意については、起立による採決で、私は十分だと思いますし、それを、自分の意思を知られたくないとかいうほうが、議会人として正しくないかと、私は、こういうふうに判断しております。

それともう一つは、議会報の編集委員の皆さんにも、これを機会ですから検討してもらいたいと思うんですけど、賛成、反対のときに、黒丸で反対にしていますよね。白丸が賛成になっています。ということは、議案に対して反対した人のことは、はっきりわかるようにしてる。傍聴に来てない町民には。賛成多数で可決しましたで今までいきよったものを、これを広報ちゅうか、築上町議会の議会報で町民に知らしめるてるわけです。反対者。

これはどうかちゅうと、それができるんやったら人事案件もそうしたらどうですか。僕は、それのほうが正しいと思います。欠席も全て、途中で、昼から退席した人の、例えば、病気の場合とか、不幸ごとあった場合は、ちゃんと書き方をかえるとか。無断欠勤の場合は、欠とかですね。

最後のほう、見てもらうとわかるように、私は遅刻してきました。ちゃんと事務局には、5分か10分遅れると言っていました。たまたま、承認案件ばかりで、欠に書かれています。だから、知らない人を見ると、何日か休んだぐらいしか思われてないんですよ。

やっぱり、委員会も本会議も欠席したときはわかるように、出欠表つけて出すとかいうんなら、まだ理解できるんですけど。そういった意味も考えて、今後、議会報の取り扱いについては、委員長を含め委員の皆さんにお願いしたいと思いますし、人事案件については、正々堂々と、この

人がだめだという意見があるんなら、そういうことも表に出すべきだと、私は思います。何でもかといったら、いい例として、副町長は全員がいい副町長やって選任したということになってますが、一般質問の中で、いい副町長ちゅう意見が出らんことも多いみたいですから。

はっきり誰が賛成したか、反対したか、町民の代表で出るんですから、はっきりわかるように、ここは意思表示をする機会を与えたほうがいいと思いますが、その点について。

時間のこと言っちゃあいけないんですが、投票になると、これきょうは1件ですが簡単な終わるけど、これは人事案件5件も6件も重なったら、1時間近くかかるんですよ。それよりも、すばっと、もう誰々が賛成して、全会一致だったとか、わかるようにしたほうが、私は、全ては公にしたほうがいいと思いますが、その点、議長、皆さんにお諮りください。

○議長（田村 兼光君） 今回の場合は、これは会議規則でこういう場合に決められておりますからね。今度また、それは全員協議会や何かで、みんなと話おうて、そういうふうにもってくことに、そういうようにやっていかんと、これはもう決まっちゃうん。

○議員（9番 吉元 成一君） 決まっちゃうちゅうは、会議規則のとおりいけばそうですが、そうでしょうけど、会議規則どおりやらなければいけないということはない。この件については。今までそういう形で、あなたも築城で、私と一緒に議会に出てましたけど、会議規則でした。そうでしょう。起立で人事案件したこともありますよ。これは議員の皆さんの都合勝手な、手前みそな話じゃないんですか。だから、今後、きょうは投票するというなら、今後は、せめて議運か何かで諮って、どうだろうかということをやってもらいたいと思います。

議長権限でやろうということならそれはそれでいいです。なら、みんなが。

○議長（田村 兼光君） 皆さんにお諮りします。

今、吉元議員から、今のような意見がありましたが、皆さん方に吉元議員の意見に賛同するか、それとも、会議規則に決まったやつに賛同するか。

会議規則で、投票でよいという方は、起立を願います。（「議長」と呼ぶ者あり）

はい。

○議員（11番 塩田 文男君） ちょっと休憩して議運に落としてもらえませんか。（「議長の権限でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（田村 兼光君） きょうはもうこれでいこう。今、言うたように、会議規則で決まった投票がいいという人は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（田村 兼光君） はい、いいです。

では、従来どおりでいきます。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により（「議長、まだ提案してない」「提案してないんで提案さしてください」と呼ぶ者あり）それは、どうも失礼しました。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第82号築上町公平委員会委員の選任について。

築上町公平委員会委員に下記の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求める。平成26年9月18日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第82号を追加提案さしていただきましたが、築上町公平委員会委員の選任についてでございます。

前委員牧政江氏が平成26年の9月10日付で辞任をいたしました。この前、同意をいただいてまだ間もないのでございますけれども、本人が政治活動をしたいというふうなことで、地公法では、この政治活動をする、公平委員はしてはならないという条項があるというふうなことで、辞任の理由となっておりますのでございます。

この牧さんのかわりに畦津篤子さん、皆さんも御存じだと思いますけれども、会計管理者をなさっておった方でございます。一昨年、退職をいたして、現在、自由に、一応、いろんなサークルに出ておるといふことで、よろしゅうございますといふことで、私が打診したら同意を得ておるんで、今回、議案を出さしていただいたところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） どうも失礼いたしました。後先になりまして。

ただいまの出席議員は15人です。もうよかろう。もう一辺言うか。

どうも先ほど来から、失礼いたしました。

日程第33、議案第82号築上町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、築上町公平委員会委員の選任について、議会の同意を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、13番、中島 英夫議員、14番、田原宗憲議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（田村 兼光君） 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。選任に同意の方は、同意に丸印を、不同意の方は、不同意に丸印をつけてください。どちらも判明しがたいもの、あるいは白票は無効票とみなします。

では、投票用紙を配布してください。

[投票用紙配布]

○議長（田村 兼光君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） それでは、記入してください。記入しましたら順次投票してください。

[議員投票]

○議長（田村 兼光君） これで投票を終わります。

では、開票を行います。立会人の方はお願いします。

[開票]

○議長（田村 兼光君） 投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効票ゼロ票、有効投票のうち同意が14票。

したがって、議案第82号の築上町公平委員会委員に畦津篤子氏を選任することに決定しました。

議場の出入り口を開けてください。

[議場開鎖]

○議長（田村 兼光君） ここで畦津さんを紹介します。どうぞお入りください。

○公平委員会委員（畦津 篤子） ただいま御承認をいただきました畦津です。ありがとうございます。

私は、この町に64年前生まれました。そして、この町で育ちました。そして、今、町長から御紹介いただきましたように、41年間役場で、職員として勤務をさせていただいて、たくさんの方にお世話になりました。

この私のふるさと我が築上町に、私のささやかですが、力でお役に立てることがあれば、そして、少しでも御恩返しができることがあればと思って、この公平委員をお受けすることを決めました。

力不足ではありますが、精一杯努めさせていただく所存ではあります。ですが、公平委員という職務といますか性質柄、公平委員が、たくさん出番があるということは決して芳しいことではないことが多いので、私の出番がないことを祈りつつ、また信じつつ、でも、もし私に招集があった場合は、公正な心と公平な目をもって、事案を審議したいと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

日程第34. 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田村 兼光君） 日程第34、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで一旦休憩します。昼になったけど、ちょっと5分間ほど休憩さしてください。（発言する者あり）

追加日程第1. 意見書案第9号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。先ほどの請願第1号我が国における「混合診療大幅拡充」に対する反対議決を求める請願が採択されたことに伴い、ただいま、宮下久雄議員から意見書案第9号我が国における「混合診療大幅拡充」に反対する意見書（案）が、提出されました。会議規則第82条の規定により、意見書案第9号について、日程を追加し、追加日程第1として、意見書案第9号についてを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第9号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

決定しましたので、ここで発議等を配布します。

〔発議等配布〕

○議長（田村 兼光君） お諮りします。追加日程第1、意見書案第9号我が国における「混合診療大幅拡充」に反対する意見書（案）については、会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、意見書案第9号我が国における「混合診療大幅拡充」に反対する意見書（案）については、本日即決することとします。

追加日程第1、意見書案第9号我が国における「混合診療大幅拡充」に反対する意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。木部事務局長。

○事務局長（木部 英明君） 意見書案第9号我が国における「混合診療大幅拡充」に反対する意見書案について、上記の意見書案を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成26年9月18日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、築上町議会議員塩田昌生、賛成者、築上町議会議員西畑イツミ。築上町議会議長田村兼光様。

○議長（田村 兼光君） 提案理由の説明は。宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 意見書案を読んで説明にかえさせていただきます。

安倍内閣は、2014年6月24日、経済、財政運営の基本方針とアベノミクスの成長戦略、日本再興戦略改訂版を閣議決定しました。その内容項目中に、公的な医療保険を利用できる保険診療と利用できない保険外診療を組み合わせて受診する混合診療を大幅に拡充すると明記されていますが、この混合診療大幅拡充が公的に運用される事態になりますと、国際的にも例を見ない我が国の誇る全ての国民が公的医療保険に加入することとなっている社会保険制度、国民皆保険とも呼ばれる制度のもと、病気やけがをした場合、誰でも、いつでも、どこでも、必要で、適切な医療が受けられるという制度の根幹の崩壊を免れないと懸念されます。

混合診療大幅拡充の適用がもたらす懸念事項の概略は、健康保険対象の治療縮小、高額療養費制度の崩壊、保険収載されていない保険外診療の増大化、不確かで、安全とはいきれない医療、怪しげな民間療法までもが、オプション医療として、広く行われてしまいはしないかということである。

よって、築上町議会は、国民一人一人が一樣に先進医療を受けられる国民皆保険制度の維持、発展、運用を行うよう要望するとともに、混合診療の大幅な拡充に対して反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しますということであります。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） この制度が広くされると、国民皆保険がもう崩壊して、だめになると。そして、誰でもかれでも民間療法ちゅうんですかね、そういうふうなできるようになってしまうということなんですかね。

○議長（田村 兼光君） 宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 心配していることは、現在も混合診療なんですよね。混合診療だけでも、それは極力抑えられているという。薬品のテストとか、それとか差額ベットとか、そういうものは例外になりますけども、それが、拡大されてくるという根拠が、TPPの中に、交渉項目の中にこれが入っておりまして、そうすると、外国の保険会社が上陸してくるということが

当然でございます。

そうすることによって、国民皆保険という制度、もしかしたらこれに乗りたいという時分もあるかもしれません。国民皆保険の懐が大変きつくなっているということもありましょう。けれども、それは国民が医療を受ける態度で、少しでも縮小していくという努力はする必要あると思いますけども、保険会社上陸という形になれば、国民皆保険が崩壊していくという恐れが十分あるということで、反対している団体もたくさんございます。

そういう意味で、この意見書を出すわけでございます。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 済いませんね。私が一番わからん人間やったので、継続にさせていただきます。

これは、住民というか、かかる人ですね、国民ですね。国民がかかるときに、損をするの、得をするのというのが1点考えられるんです。それと、保険診療、今は、もう保険診療ほとんどされてますけれども、これによって、保険診療を受けたり、受けられなかったりというふうなのが、ものすごく懸念されるということがありますけれども、その辺の、もうちょっと深く教えていただけませんか。

○議長（田村 兼光君） 宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 危なくないという言い方で進めてはおりますけれども、この拡大が進んでいけば、アメリカ方式に最終的になってしまえば、かなり危ない形に、私はなると思います、国民は。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 3度目ですが、最後。アメリカ方式でというと、アメリカは国民皆保険はないで、今度つくろうと、今やってますよね。民間の保険会社、生保会社がそれにかわった保険会社を立ち上げて、今までは、日本的な保険、医療制度というのは確立されてなかったというふうに思っております、私は。だから、日本は、もう国民保険なり社会保険なり、それなりの保険、医療がきちっと充実されてるんじゃないかと思っておるんです。それで、アメリカナイズしていくんじゃないかという懸念が、ものすごくあるということですかね、これは。

○議長（田村 兼光君） 宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） そういうことになります。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） これ委員会で私が継続という形で。混合診療医療拡充に反対する意見書という形なんですけども、決して、私たち委員会での反対をしたという意味ではなくて、正直なところわからなかったというところが多いんですね。この反対意見書の中で、「医療が受

けられるという制度の根幹の崩壊を招きかねない」それから、その下、三、四行下の「オプション医療として広く行われてしまわないか」と、要するに想像の世界なんですよ。

大幅な拡充、診療医療の大幅な拡充という、今、診療医療あるということで、その大幅な拡充に対して反対するものであるという、その想像の、ちょっとわかんないところが、そういうところがわからなかったから、よく理解した上で継続審査にしたほうがいいんじゃないかなとしたところなんですけど、これは宮下議員に答えられるところかどうかわかんないですけど、一応、そういう形で、今も正直、私個人わかりませんので、そこら辺、もし答えれば答えてほしいんですが、答える内容がなければなくてもいいですけど、ただ一応そういうことで、継続した経緯があったんで、お尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。武道議員。

○議員（10番 武道 修司君） この案件は、マッサージ会やったですかね。そこからきたということで、例えば、これ医師会とかほかの団体も同じような意見なのかどうなのか。例えば、今度、逆の意見がほかの団体から上がってきたときに、議会としてどういう対処をとらないといけないのかという部分もありますんで、ほかの医療関係の団体も全て同じような考え方なのかどうか、わかれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 宮下議員。

○議員（3番 宮下 久雄君） 全ての団体がどうかということは、私、わかりませんけれども、医師会の件は、県議会のほうにも確認したんですけども、医師会は反対ですと言ってはおりました。

まあ、TPPは進みますんで、どれだけ医師会が弱腰になるかという、そこら辺までわかりませんが、反対しておりますということでございます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第9号について採決を行います。意見書案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。ここで会議を閉じます。

町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 9月4日から15日間、第3回町議会を開会していただきまして大変ありがとうございました。

最後は、公平委員の同意の件でございますけれども、100%の皆さん、同意いただきまして、ほんとにありがとうございました。

後の議案も、全て可決いただいた。ただし、中学校問題、6月と同じような結果になりました。これも我々吟味をしながら、どうするかちゅうのは、再度また、皆さんと相談しながら、提案するのか、しないのか、これはこれで、執行部のほうでちゃんと考え、教育委員会と相談しながらやってまいりたいと、このように考えております。

ちょうど季節の変わり目でございますし、皆さんは御自愛いただきながら御活躍を御祈念申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これで平成26年第3回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後0時16分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員